

朝鮮時代の契約文書授受の裏面

本文記の種類と特徴(1) (2)

文 叔 子
(訳: 稲田奈津子)

The Inside Stories of Contract Document Exchanges in Joseon : The Types and Characteristics of *Bonmungis* 本文記

MOON Sook-ja (Translate : INADA Natuko)

- ① 本文記の意味と類型
- ② 土地売買契約と本文記の事例
- ③ 契約文書授受の舞台裏

【論文要旨】

契約文書は朝鮮時代の私文書のうち最も伝存量が多く、伝存時期が広範囲にわたっており、授受者の身分の幅も広い文書だと言える。その中でも割合の大きい文書が土地売買文書である。土地売買は官の公証なしに私人間の文書作成によって契約が成立するかわりに、契約時に契約文書以外に他の文書を添付することが多い。同一の土地が過去に取引されたことがあれば、その際に作成された売買文書を添付することが一般的であり、これを本文記という。本文記ほど一般的ではないが、対象物が登録された各種の権原文記が添付されることもある。

本稿で事例分析した結果、売買契約文書において本文記が言及されたものは70パーセント程度だが、このうち約半分だけが、実際に本文記を添付することを明記していた。これは、土地売買の際、本文記の授受が決して日常的な慣行ではなかったことを

示している。権原文記を添付した事例は、本文記よりも少ない。財産相続文書や訴訟文書が権原文記になる場合が多いので、これを土地売買の際に一緒に提供すれば、残りの財産に対する権利行使が難しくなるからである。

実際に、名門両班家の伝存古文書を見ると、その家の社会経済的影響力が大きいほど、契約文書において本文記の残る割合が大きい。特に、権原文記の場合、地域の両班単位ではあまり見られず、全国的に名高いごく少数の家門に見られるのみである。つまり、社会経済的地位が高いほど、その地位を利用して本文記、権原文記を取得する確率が高く、所有権がしっかりと保障される確率が高かったことを推測させる。しかし、これは推定であり、今後より多くの契約文書の分析による立証が必要である。

【キーワード】 本文記、権原文記、所有権、公証、土地売買

①本文記の意味と類型

朝鮮時代の契約文書は、取引や文書作成の仲介者を別に置かず、契約当事者間で作成して授受するのが一般的であった。売買契約を例にとると、売主が買主に対して、契約内容を明示した文書を作成し、発給する形式である。場合によっては証人や、記録を担う筆執が置かれたが、彼らは契約自体を仲介する者ではない。したがって、あくまでも売主と買主との二者間の約束によって契約が成立し、それを文書化したものが契約文書ということになる。何を取引するのか、またいかなる種類の取引なのかによって、契約文書はいくつかの類型に分類される。取引の対象物としては、奴婢や土地をはじめとして、家畜・牛馬など様々なものがあり、取引の種類もまた、売買・相換・典当などと多様であった。しかし契約文書は、取引の種類や対象物に拘わらず、少なくとも外形的にはかなり似通っており、十五世紀から十九世紀まで、時代的な変化もあまり見られなかった。

本稿ではこのような契約文書のうち、新たに作成された契約文記と一緒に「本文記」⁽¹⁾を買主に引き渡す慣行に注目してみたい。本文記については、「以前の売買時に作成された文記」、あるいは「売買の対象物が記された過去の文記」と単純に理解される傾向がある。一般的に売買文記の中に「本文記并以永永放売為去乎」等の表現が入ると、「売主が新たに作成した契約文記とともに、本文記も買主に引き渡す」という意味になる。この表現は、土地売買をはじめとして奴婢・柴場・家畜など各種の売買文記に登場するが、もともと多く見られるのは土地売買文記においてである。その理由は第一に、奴婢・土地に比べると、それ以外の対象物については売買文記自体が相対的に少ないためである。第二に、売買以外の取引に関する文記は比較的少ないため、こうした文記では一般的に本

文記に関して言及しないからである。第三に、奴婢の場合には経官売買⁽²⁾が原則であったため、所有権の立証には必ずしも本文記は必要とされず、土地に比べると本文記が疎かに扱われる傾向もあつたと見られる。

本文記の正確な意味を把握するために、次の事例を見てみよう。

【史料1】

咸豊六年丙辰十二月二十日、幼学柳章五前明文、

右明文事段、切有緊用処、鰲巖坪弗字番捌斗落、所耕七負五束庫乙、価折銭文壹百拾兩、依数捧上為遣、旧文記○⁽³⁾文新文一丈並以、右

人前、永永放売為去乎、日後若有爰象是去等、以此下正事、

番主 自筆 幼学 高景三「着名」

（韓国精神文化研究院『古文書集成2―扶安 扶安金氏篇―』一九九八年、七七九頁）。

【史料2】

乾隆三十一年丙戌八月二十六日、尹生員宅奴夏金旭明文、

右明文事段、要用所致、買得是在珍島郡地專邁島所屬新為造島藿田江辺没数、捧価銭伍拾壹兩依数捧上為遣、右人処、本文記所志不忘

記并以、永永放売為去乎、日後子孫同生中、如有雜談是去等、持此

文記告官下正事、

藿田主 朴仁傑「着名」

証人 閑良 金漢水「着名」

筆 閑良 朴秀才「着名」

（韓国精神文化研究院『古文書集成3―海南尹氏篇―』一九八六年、三六八頁）。

史料1は、一八五六年（哲宗七）に高景三が、柳章五に水田を売却する際に作成し発給した文記である。傍線部に「旧文記」と「新文」の語

が登場する。「新文」は「新文記」を縮めた表記と見られ、作成中のこの契約文書自体を指している。よって史料1は、水田を売却するに際し、契約文書を作成して買主に与えるとともに、「旧文記」何文(枚)かを一緒に引き渡す、という内容である。つまり「旧文記」は、本文記と同義で使われている。本文記がより一般的な用語であるが、新文記に対応させるために、このように「旧文記」という用語が代わりに用いられる場合もあった。

史料2は、一七六六年(英祖四二)に朴仁傑という人物が、尹生員宅に藿田(ワカメ畑)海岸でワカメを採取することのできる地域のこと：「訳者註」を売却する際に作成し発給した文記である。傍線部にあるように、この文記では現在作成中の契約文書ではなく、「本文記」と「所志」⁽⁴⁾、さらに「不忘記」⁽⁵⁾をあわせて引き渡すという内容が記されている。「本文記」は過去の売買時に作成された契約文記であり、新文記とともに引き渡すのが一般的である。「所志」と「不忘記」を渡すというのは、過去にこの藿田の所有権をめぐる、証拠として官に「所志」を提出したり、契約当事者の一方が相手の所有権を承認する「不忘記」を書いたり、与えたりしたことがあったことを意味する。したがって売買後に問題が発生する可能性を考慮して、このような文記もすべて添付して買主に引き渡すことを明示しているのである。ところで、こうした場合にこのような文記をまとめて「旧文記」「本文記」とは称せず、「所志」「不忘記」などと特定の文書名で呼んでいることからすると、「旧文記」や「本文記」は以前に作成された契約文書のみを指す用語であることがわかる。ところが「本文記」を引き渡す目的が売買の履歴や権原を証明し、二重売買を防止して買主の所有権などを守ることだといえ、取引対象物が記された分財文記、売買文記、所志または立案など、過去の文記をすべてが広義の「本文記」と呼ばれても構わないと思われる⁽⁷⁾。なのでこの論文のタイトルの本文記の意味は本文記を広義に捉えて「売買対象物が

収載された、典拠としての文書全体」と言う意味で書いているのをおきたい。例えば、海南尹氏の蓮洞宗宅、真城李氏の周村宗宅などの収蔵文書に、下層民の分財記が何点か含まれている。私は漠然と、こうした文書は本文記として添付されてくることで、尹氏や李氏の家に伝来したものと推定してきた。この場合、本文記は分財記を意味するのであり、前掲の史料2の記述とは合わないが、広い意味で本文記に含まれるものとして理解してもいいのではないだろうか。

要するに、契約文書の作成時に一緒に引き渡す本文記は、それ以前の契約時に作成され買主に発給された契約文書を指していることがわかる。契約文書を「明文」と呼ぶ慣行により、本文記を「本明文」と記す場合もあり、「旧文記」と称する場合もあった。しかし、作成中の文記にあえて「新」字を付けて「新文記」とする事例は多くなく、その対となる「旧文記」の表記も、「本文記」のように日常的な用語とは言い難い。売買契約時には、本文記だけでなく所志や不忘記など、別の種類の文記も必要に応じて多様に添付された。しかし本文記を添付しなければならぬという法的・制度的な原則があったわけではなく、添付せねばならない文書の種類や範囲もまた決められているわけではなかった。実際に、現存する契約文書を見ると、本文記の添付の有無に言及する場合もあれば言及しない場合もあり、言及した本文記の種類もまた一定しないのは、そのためである。

② 土地売買契約と本文記の事例

1 「本文記出給」の事例

売買契約文記に、本文記に関する言及があったり無かったりするの
は、前述のように一定の原則がないためである。本文記の有用性は、奴

表1 寧越辛氏家の田番売買文記の状況

作成年	売買文記総数(点)	本文記数(点)	本文記の言及(点, %)	
1646~1700	8	4	1	12.5
1701~1800	22	8	18	81.8
1801~1900	36	7	29	80.5
1901~1916	2	0	0	0
計	68	19	48	70.6

韓国精神文化研究院『古文書集成27—靈光 寧越辛氏篇1—』一九九六年から

婢よりも土地の売買契約において高いと言えようが、海南尹氏家に伝来する奴婢売買文記には、その大半に本文記に関する言及がある。一方で、寧越辛氏家にある何点かの奴婢売買文記には、本文記に関する記述が全く含まれていない。奴婢売買の契約文書は私文書であり、地域や授受当事者によって様々に作成されたとしても、特に問題はない。しかし土地売買文記の場合、本文記に関する言及の様相が地域や当事者によって異なるように見えず、おおよそ一定している。差異と言え、本文記に関する言及が、十六世紀よりは十七世紀以降に増加する傾向が見えるだけである。しかしこれは、時を経るほど初めての売買である可能性は低くなり、売買実績が累積されて本文記が生成された後である可能性が高くなるためである⁽¹⁰⁾。

全羅南道靈光郡靈光邑の寧越辛氏家に伝来する田番(田畑。田が畑、番が水田：訳者註)売買文記を通して、土地売買契約と本文記の事例を一瞥してみよう。寧越辛氏家には一二〇点余りの売買文記が伝来している。そのなかでもっとも多いのは田番売買文記で六八点点あり、柴場と家舎の売買文記が合わせて五〇点ある。奴婢売買文記は一〇点以下である。六八点点の田番売買文記の分布状況は次のとおりである。

表1からわかるように、この家の田番売買文記は、一六四六年から一九一六年までに作成されたものである。いずれも類似した形式で作成

されており、初行は「前明文」としているが、一九一六年作成の文書だけは例外的に、「土地売買契約書」と称している。「明文」と称する前者の売買契約文記では、売主を「田主」または「番主」などとしているが、後者の一九一六年の文記では、これを「売渡人」と表記するなど、朝鮮時代の文書作成形式から多少逸脱した様相を見せている。ハンダと漢字を混用している点も他の文記とは異なるが、基本的な文書様式は朝鮮時代の明文と共通している。

総数六八点点のうち、一九点が本文記と推定される。買主が寧越辛氏の家門ではないにも拘わらず、辛氏家に文書が伝来しているためである。六八点点の田番売買文記の中で、文記内に本文記に関する言及があるものは四八点点で、全体の七〇・六パーセントにあたる。特に十八・十九世紀の文記は八〇パーセント以上が本文記に関して言及している。つまり売買文記を作成する際に、本文記もあわせて引き渡すとか、あるいは引き渡すことができないといった事実を記しているということである。本文記をあわせて引き渡すことができない場合、その事情を記している点は、当時の人々が取引の際に本文記を引き渡すことを慣行としていたことを窺わせる。

表1の本文記に関して言及した四八点点のうち、本文記をあわせて引き渡すとするものは二六点点、本文記を引き渡すことができないとし、その事情を記したものは一六点点である。残る六点点は、その他に分類される。本文記をあわせて引き渡すという二六点点の事例において、もっとも一般的な表現は、「本文記并以」である。「本文記も一緒に」または「本文記とあわせて」といった意味と解釈できる。辛氏家の田番売買文記には、添付する本文記の点数を明示する場合もあるが、「本文記一丈」「二丈」「三丈」どころか、「本文記六丈をあわせて引き渡す」といった事例さえ存在する。前述したように、本文記の代わりに旧文記と表記する事例もあり、「前文記三丈出給」とする事例もある。前文記もやはり本文記の

意味で用いられたようだが、一般的な用語ではない。このように、過去の取引の文記を「本文記」「旧文記」「前文記」などと様々に呼ぶのは、これらが法的または規範的な用語ではなく、単純に以前作成した契約文記を示す、慣習的な表現であったためである。

2 「本文記不得出給」の事例

本文記をあわせて引き渡すことができない場合、通常は以下のような文記が作成された。

【史料3】

乾隆四十年乙未三月十五日、幼学宋八甲前明文、

右明文事段、父主初喪時喪債為難仍于、下東保北六作敬字番十斗落

只庫果、同字番二斗落只并所耕廿六負七束庫乙、価折錢文五十兩、

依数捧上為遣、右人前、永永放売為去乎、本文記段、他田番并付仍

于、不得出給為去乎、日後子孫中幸有雜談是去等、此文告官下正事、

番主 自筆 金良運 喪人

(韓国精神文化研究院『古文書集成 2 ―扶安 扶安金氏篇―』一九九八年、七二五頁)。

史料3は、全羅北道扶安の扶安金氏家に伝来する田番売買文記である。⁽¹¹⁾傍線部で、新しい契約文書とともに本文記を引き渡すことができない理由を明らかにしている。すなわち、「本文記には他の田番も一緒に記載されているため、渡すことができない」というのである。これが本文記を添付しない理由として、もつとも多く登場するものである。寧越辛氏家にもこうした事例が多く見られるが、辛氏家の田番売買文記の場合には、文書をほぼ書き上げてから署名の後に追記形式で、本文記を発給できない理由を記している。史料4がその例である。

【史料4】

道光八年戊子正月初七日、朴明良前明文、

右明文事段、自起買得是如可、道内面内五瑞橋内日字番伍斗落肆夜

味、所耕〇負〇束廳、価折錢文捌拾伍兩、依数捧上為遣、右人前、

永永放売為去乎、日後如有雜談是去等、以此文告官下正事、

番主 幼学 丁載郁「着名」

証筆 朴碩良「着名」

此亦中、本文記、都文記在録、故不得出給印、

(韓国精神文化研究院『古文書集成27―靈光 寧越辛氏篇1―』一九九六年、六一一頁)。

史料4は、本文記に関する内容を記した、辛氏家伝来の田番売買文記の一般的な形式である。文書作成後に追加して、「ここでは本文記は都文記に記されているため、渡すことができない」と記しているのである。本文記が都文記に記されているというのは、文法的に不自然である。これを解釈するならば、現在取引している田番が都文記、つまり分財や売買、登録などを行う対象物全体が登録された文記に記されているため、その中の一部だけを売買する今回の契約においては、この都文記を本文記として添付して引き渡すことはできない、ということである。したがって不自然な文法を解消しようとするならば、「本文記は都文記なので、渡すことはできない」といった文章とするのが適当であろう。しかし民間で作成された私文書なので、漢文文法では到底理解できない文章で作成される場合も多く、文意から理解するしかない。「都文記であるので、これを本文記として引き渡すことはできない」とするのは、「他の奴婢や田番なども記載されているので、渡すことができない」とする史料3と、結局は同じ内容である。そしてこれが本文記を添付でき

ない理由として、もつとも多く登場するものである。寧越辛氏家の場合、本文記を渡すことができない事情を記した一六点のうち、八点がそれに該当する。

その他に、本文記を添付することができない事情として、「闕失」がある。「闕失」は、儒学者たちの高級な文章には出てこない朝鮮的な漢語と見られ、正確な意味を知ることができないが、「遺失」の意と推定される。闕失の代わりに、「遺失」または「焼失」を使う事例も、時折見られる。寧越辛氏家の場合、本文記を添付できない事情が記されている一六点の売買文記のうち、八点がこれに該当する。闕失による本文記の損失が珍しくなかったことを意味している。

【史料5】

咸豊捌年戊午三月十九日、○○前明文、

右明文事、自己買得刈草是如可、要用所致、故下陳良面陽洞村南伏在積字柴場刈取肆拾負廳、価折錢文拾壹兩、依数捧上為遣、旧文中間闕失、故新文一丈、右人前永永放売為去乎、日後若有携二之端、則以此文憑考事、

柴場主 幼学 李子汝〔着名〕

訂人 幼 朴聖会〔着名〕

筆幼 金贊明〔着名〕

〔韓国精神文化研究院『古文書集成27―靈光 寧越辛氏篇1―』一九九六年、六六七頁〕。

史料5は、寧越辛氏家に伝来する柴場売買文記である。柴場売買文記もまた土地売買文記の一種で、文記の形式は田畚売買文記と似通っている。寧越辛氏家の場合、他の家門に比べて柴場売買文記がかなり多いが、これは祖先の墳墓を造成しつつ、その周辺の山地を買い入れて、柴場と

して造成したためである。傍線部は、「この間に旧文を闕失したので、新文一丈だけを渡し、永久に売却する」という内容である。或る土地を買得た際に受け取った売買文記を失くしてしまった場合、自身の買得事実を立証できる書類を揃えて官に提出すれば、「闕失立案」や「立旨」を発給してもらうことができる。立案や立旨は、個人の申請によって官が特定の事実を公証する文書を指す。売買文記のような私文書だけでなく、官文書を遺失した場合にも闕失立案が発給されたが、慶尚北道寧海の務安朴氏の朴毅長の家門に伝来した「闕失告身立案」が、その例といえる⁽¹³⁾。しかし、寧越辛氏家に伝来する田畚売買文記に見られるように、闕失立案の発給を受けずに放置し、田畚を売却する際に本文記を引き渡せない事情を示した事例も多かったことがわかる。

3 その他

その他に、寧越辛氏家に伝来する文記の中には、単純に本文記を渡すか渡さないかの二つに区分することが難しい事例が存在する。

【史料6】

上辺五斗落、以自己買得、故本文書一丈出給為乎矣、下辺文記段、以衿得都文書載録、故不得許給、

〔韓国精神文化研究院『古文書集成27―靈光 寧越辛氏篇1―』一九九六年、五四九頁〕。

【史料7】

此亦中、本文記段、他田畚并付、故折半割給事、
〔前掲書、六〇九頁〕。

【史料8】

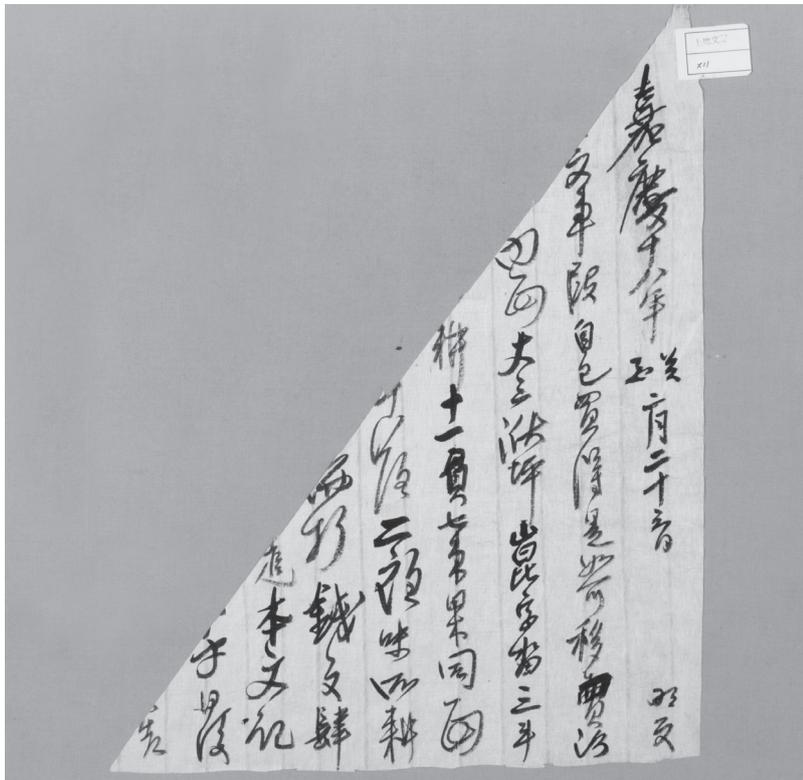


図1 斜割土地売買文記、靈光 寧越辛氏 蔵

為字番本文書一丈并以（中略）霜字番本文書段、中間闕失、故不得出給、

（前掲書、五九八頁）。

【史料9】

本文記段、見失、故立旨所志呈官出給為去乎、日後憑考事、

（前掲書、六一八頁）。

【史料10】

本文記段、従後搜送計料、

（前掲書、五五三頁）。

史料6は、売買した田番のうちの一部については本文記を添付するが、その他の土地についての本文記は添付できないという内容である。上辺は売主が買得した土地なので本文書があるが、下辺の土地は分財によって受けとったもので、該当する土地が都文書に載録されているため、渡すことができないとしている。こうした記述は、売買当事者間に、「自己買得」した田番については本文記を引き渡すのが当然と考える雰囲気があったことを暗示している。⁽¹⁴⁾ 実際に寧越辛氏の場合にも、自己買得した田番に関する本文記を添付した事例がもつとも多い。⁽¹⁵⁾ しかし、伝来した田番についても本文記を添付しているのが、自己買得と本文記添付との関連性を一律に主張することは難しい。自己買得した田番の場合、相続した田番とは異なり都文記ではないので、本文記として引き渡すことが容易であった、という程度に解釈しておくのが無難であろう。

史料7は、本文記を一緒に引き渡すものの、切り分けて渡した事例である。他の田番があわせて記載されているためとしているが、売却する土地が記載されている部分を切り取って渡すのではなく、本文記自体を

半分に切って分けるのである。こうした「半割」の方法としては、対角線方向で分割する「斜割」(図1)と、縦に分割する「垂直分割」がある。珍しいが、売買対象物が書かれている部分を切り取る「剪割」もある。⁽¹⁶⁾

史料8は、「為字」号の水田は本文記をあわせて引き渡し、「霜字」号の水田は本文記を渡すことができないという内容で、一部の田番についてだけ本文記を支給するという前掲の事例と似ている。ただし「霜字」号の番の場合、買得した本文記を失くしてしまった(「闕失」)ことが理由であった。

史料9も、やはり本文記を失くした(「見失」)土地についての売買文記の事例であるが、本文記を失くしてしまった後に、積極的に官の助けを得て後始末を行っている点が注目される。所志を官に提出し、立旨⁽¹⁷⁾を発給してもらったので、後日これを証拠資料としなさい、という内容である。文記を失くしたが、これを公証してほしいと官に所志を提出したもので、所志を受け取った官衙で闕失立旨を発給してもらったということになる。売買文記を失くしてしまった場合、もともと標準的な対処方法であるが、⁽¹⁸⁾実際にこうした内容が売買文記に記された事例は多くなく、本文記を引き渡すことができない事情だけを書くのがむしろ一般的だといえる。

そのことは、史料10からも確認することができる。本文記は追って探して送る予定、という漠然とした文章を契約文書に入れているが、これは本文記を添付しなければならないという契約慣行を前提に、それに従うことができない事情を記す必要があったためと考えられる。

寧越辛氏の事例を要約するならば、土地売買時の契約文書に本文記に関する言及があるのは七〇パーセント前後であるが、実際に本文記が添付された売買契約は、そのうちの五〇パーセント程度に過ぎない。土地を買得した者は、自身が新しい土地所有者である事実を、売買契約書によって立証しなければならぬ。⁽¹⁹⁾ 何度も売買がくり返された土地の場

合、契約文書を蓄積して売買履歴を追跡できれば、二重売買や虚偽売買などによる所有権紛争における防御策とすることができた。それにも拘わらず実際には、本文記が買主に引き渡される割合は、半ばに留まったのである。寧越辛氏家の土地売買文記六八点のうち、本文記と推定される文記は一九点で、わずかに二八パーセントに過ぎないのも、やはり実際には本文記が積極的に授受されていなかったことを意味している。さらに言えば、寧越辛氏家には一六〇八年から一七三一年の間に作成された分財文記二六点があるが、これらはすべて辛氏家、あるいは姻戚関係にある人物たちのものである。少なくとも他家の分財文記は、奴婢・土地などを売買する際に、⁽²⁰⁾関連文記として流入していないことがわかる。

③ 契約文書授受の舞台裏

前章で分析した寧越辛氏家の事例では、田番売買文記六八点のうち、辛氏家と関連のない一九点を本文記と推定した。より多くの田番売買文記が伝来する海南の海南尹氏連洞宗宅の場合、土地売買文記六三七点のうち、三三二点が本文記と推定される。すなわち、三〇五点のみが尹氏側が買得した際に作成された文記であり、これより多い三三二点は尹氏とは関連のない文記である。尹氏と関連のない文記を旧文記と推定するならば、尹氏家に伝来する田番売買文記は新文記よりも旧文記の方が多いことになる。このような伝来状況は、旧文記の授受が積極的なされたことによると見られる。⁽²¹⁾

一方で寧越辛氏家の場合、土地売買の根拠資料として家中に流入したと推定される分財文記は全く存在しない。つまり、売買文記は本文記として流入したが、分財文記など、現代の研究者たちが広義として本文記に含めて理解する類の文記については、流入した痕跡が見当たらないのである。この点についても、やはり海南尹氏家と比較してみる必要がある。

表2 海南尹氏家に流入した分財文記

作成年	分財文記名 (財主 + 分財類型) ⁽²²⁾	特徴
1584	金信澄分給文記	分財項目に家畜・農機具を含む
1670	梁貴賢分給文記	相続人名が姉の閔伊
1696	林海命分給文記	財主・相続人の手寸
1602	林義堂分給文記	財主が官門に出入したという内容があり、妻の名前は銀花・進代・夢之・加叱金など下層民の名前
1608	林召史分給文記	財主の職役
1645	林淑男分給文記	分財形式、相続人の名前
1645	金禹成妾尹召史分給文記	財主の職役
1672	李慎言三寸大母李氏分給文記	財主の手寸
1677	僧敬輝分給文記	財主の身分、庶叔が嫡姪に分給

韓国精神文化研究院『古文書集成3—海南尹氏篇—』一九八六年の分財記に基づいて作成

表2は、海南尹氏家に伝来する分財文記のうち、本文記のように、尹氏家の奴婢または土地買入過程で流入した分財文記である。財主や相続人が尹氏家の家系記録には全く見当たらず、尹氏家とは無関係な人物である点で、付き添い文書として尹氏家に流入した分財文記と判断される。表の各項目について特徴として記述したように、これらの分財文記は、財主や相続人の職役または名前と署名、分財対象物、分財記序文の内容などから、身分的には両班とは程遠い、下層民のものであることがわかる。海南尹氏という名門家に奴婢や土地を売却する際には、売買対象物が分財文記に載っている財産の一部に過ぎなくとも、本文記として分財文記を引き渡していたものと考えられる。すなわち、「他奴婢田畚并付乙仍于」という理由を挙げることで、本

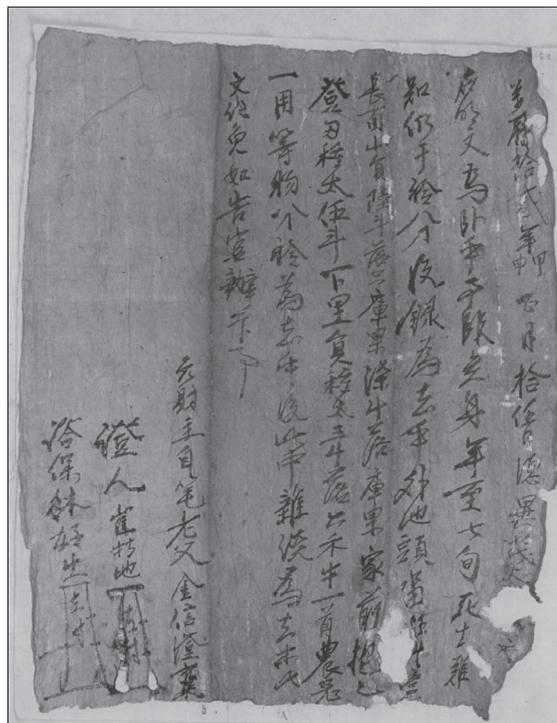


図2：金信澄分給文記，海南尹氏 蓮洞宗宅 蔵

表3 金信澄分衿文記所載の土地の出現状況

1584年分財項目	売買年	買主	買得項目
外也頭番 五斗落只	1611	私奴徳義	外也頭 金字番 六斗落只
	1659	尹別坐宅奴愛順	外也頭員 芥字番 四斗落只
長面山員 六斗落只	1659	尹別坐宅奴愛順	長面山員 容字番 七斗落只
	1684	尹尼山宅奴日卜	長面山員 容字番 六斗落只
家前 把乙登田			

韓国精神文化研究院『古文書集成3—海南尹氏篇—』一九八六年、203頁に基づいて作成（「斗落只」は田番の面積の単位…訳者註）

文記を引き渡さないという慣行が、常に通用したわけではなかったのである。

表3は、前掲表2の分財文記のうち、一五八四年の「金信澄分衿文記」について、実際に土地売買の過程で海南尹氏家に流入したものをののかを確認するために作成してみたものである（図2）。一五八四年の「金信澄分衿文記」に記録されたというように分財対象の土地は全三種であり、外也頭員所在の水田と、水田か畑かわからない長面山員の土地、そして家前の把乙登の畑である。このなかで把乙登田は、尹氏家の売買文記に出てこない点からして、尹氏家には全く売却されなかったものと考えられる。表3に表した通り、尹氏家は外也頭に所在する水田を一六一一年と一六五九年に買得している。これら2ヶ所の水田は、「金信澄分衿文

記」所載の外也頭の土地とは字号と面積が異なるため、尹氏家がそれらの水田を買得した際に、尹氏家に「金信澄分衿文記」が流入したと断定することはできないが、その可能性は十分にある。尹氏家は、長面山員の土地もやはり二度買得しているが、このうち一六八四年に尹尼山宅奴日卜が買得したものは、所在と面積が「金信澄分衿文記」と一致する（図3）。したがってこの時に分財文記が尹氏家に流入したものと推定できる。表2の他の分財文記に記された田番についても、やはり田番売買文記と見比べることで、それらが尹氏家に買い入れられた経緯を追跡できることだろう。

海南尹氏の事例のように多数の本文記が伝来しており、下層民の分財文記を所蔵する家門として、安東周村の真城李氏もまた注目に値する。

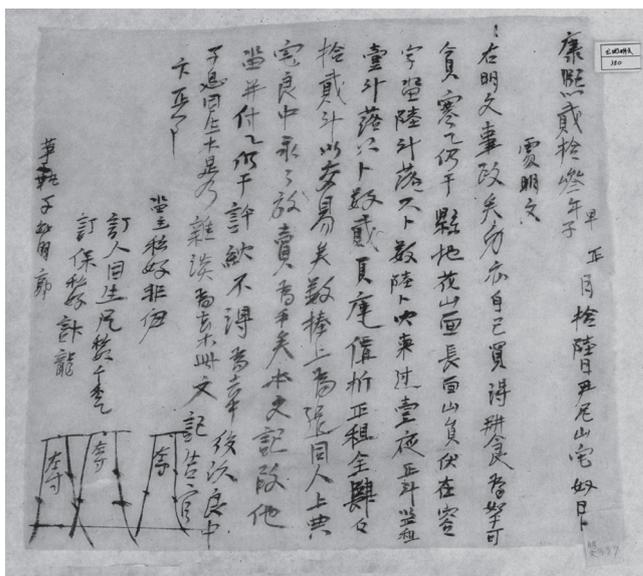


図3 尹尼山宅奴日卜土地売買文記，海南尹氏 蓮洞宗宅 蔵

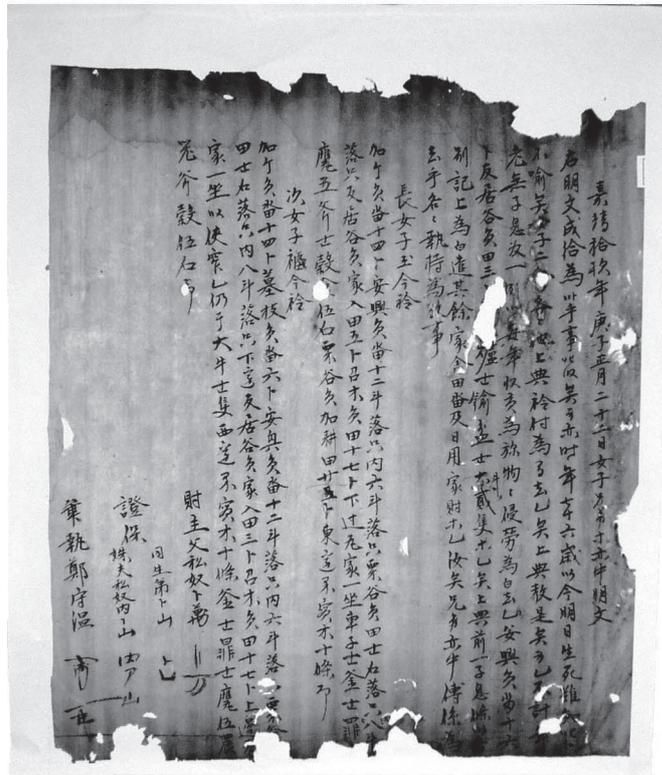


図4 私奴ト萬分給文記，眞城李氏 周村宗宅 蔵

特に「私奴ト萬分給文記（一五四〇）」という奴婢身分の分財文記が伝来している点でも、特筆される（図4）。私奴ト萬が二人の娘に財産を分割した分財記であるが、李氏家門の奴婢名簿と一つ一つ照らし合わせてみても、十六世紀にこの家中にト萬という名前の奴婢は出てこない。したがって、ト萬が分割した財産のうち、一部が李氏家門に売却される中で、この分財文記が眞城李氏家に流入したものと見られる。

このように、分財文記が売買によって引き渡される現象は、海南尹氏や眞城李氏のような名門両班家の古文書においてのみ確認することができる。寧越辛氏の家門は、直系に文科及第者や立身出世した人物がほとんどいない、地方両班家である。一方で蓮洞海南尹氏宗家は、孤山尹善道（一五八七—一六七二）という傑出した学者であり政治家を輩出した家であり、尹善道の祖先から子孫に至るまで、官職や学問、社会的影響力において、「国班」と称されるほどの地位を謳歌した家門である。周村の眞城李氏は、退溪李滉（一五〇一—一五七〇）の祖先の代から宗家の系統として続いた家門で、安東を中心とした儒学の系譜と嶺南士族の社会的活動において求心的な役割を果たした家門である。したがって名門家には本文記はもちろん、分財文記などの売買対象物に関連する多様な文記が集中している可能性が高い。また取引当事者間の身分的または社会的地位に格差がある場合に、地位が高い方に本文記や他の文記が集中するのは、自然な現象であつたらう。朝鮮時代において契約文書を作成する際に、契約に添付する各種文書については定まった規定が無く、取引が盛んになるにつれて自然と契約慣行として定着した側面が大きい。この過程において、契約文書の作成の裏側でなされる本文記などの授受行為には、身分制社会の属性が様々に染み込んでいる。このことは、身分が高ければ高いほど、または社会的地位や名望が強固であるほどに、取引後に生まれる所有権を安定的に確保し維持することができる結果へとつながった。取引の両当事者間において、平等な立場で作成し

たかのように見える契約文書であるが、本文記やその他の関連文記の数々の差別性が、取引自体の不平等性につながっていくことが窺えるのである。しかし以上はいくつかの事例からの試論に過ぎず、数千点の土地売買文記をデータベース化して、財産が登録されている別の文書と一つ一つ照らし合わせる作業を通して、より細密な検証を行なう必要がある。

註

- (1) 本文記は旧文記とも称される。
- (2) 経官売買とは、私人間の契約で売買が完結するのではなく、官に申告して公証を受けることで売買手続きが完了することを言う。
- (3) ○は数字が入るべき位置であるが、何も書かれず空欄になっている。
- (4) 所志は訴訟、請願類の文書であるが、ここでは売買を行った後所有権公証を請求した文書になる。
- (5) 不忘記は正式な売買文ではなくて、売却したのが事実だと言う売主の告白書か覚書のような文書である。
- (6) 売買文記に本文記、所志、不忘記以外で多く登場するのは、牌旨である。牌旨は取引行為を当事者が直接せず、自身の奴婢などを使って代行させる際に、その者に権限を委任するために書き与える、一種の委任状である。
- (7) 土地売買や契約関係の文書について簡単に言うときはこんな文書も全部含めて旧文記と呼んでしまう事もあったが、それは言葉だけで学術的に使われた事ではない。最近の研究ではこのような文書を権原文記と言い、その下のカテゴリーに本文記、分財文記、公証文記等がおかれている。しかし史料には出て来ない「権原」と言う法律用語まで借りて使う必要があるのか疑問がある。(蔡賢耕「至선후기 土地売買明文의 보존관리와 고부방식연구—호남지역 고문서를 중심으로—」韓国学中央研究院 博士学位論文、二〇一三年、八五—一〇六頁。
- (8) 下層民とは法的な用語ではないが、常民以下の身分を指して称するのが一般的だ。朝鮮時代の社会身分は兩班、中人、常民、賤民があるがこの中で常民、賤民を支配階層ではないという意味で下層民と言えよう。ここでは社会的には常民以下の身分と見られるが経済的には余裕があって分財記を作成したりする明確に身分を規定するのが困難な所があって下層民と表現した。
- (9) 寧越辛氏家に伝来する「康熙二十六年丁卯十二月初拾日、幼学孫是構前明文」には、「…同奴愛生買得本明文并以、永永放売為去乎…」とあり、「本文記」の代わりに「本明文」となっている。
- (10) 李在洙「朝鮮中期田番売買研究」集文堂、二〇〇三年、一三二—一三六頁。
- (11) 寧越辛氏の古文書ではないが、もっとも典型的な文言が含まれていることから、これを例示した。扶安金氏の宗家は全羅北道扶安にあり、寧越辛氏の宗家は全羅南道靈光にある。両宗家は五〇キロメートル余り離れているものの、ともに西海岸に位置し、立地環境は似通っている。
- (12) ○は買主の名前が書かれる所が何も書いてなく空欄になっている。
- (13) 一五七三年七月一日、朴世廉が兵曹で朝謝文書を闕失し、戸奴莫石を通じて公証を要請したことで、発給された立案である。「一五七三年朴世廉戸奴莫石立案」『古文書集成82—寧海務安朴氏(一)』武毅公(朴毅長 宗宅) 韓国学中央研究院、二〇〇八年、一八八頁。
- (14) 自己買得とは、本人あるいは当代に買得したという意味で、しばしば「祖上伝来」や「祖業」に対する表現として使用された。
- (15) 本文記をあわせて引き渡すとする二六点の売買文記のうち、一点が自己買得の田番を売却した際の文記である。伝来した田番の場合、二点が本文記をあわせて引き渡すとしており、残りは土地の入手経路がはっきりしない。
- (16) 蔡賢耕「朝鮮後期における土地売買明文の保存管理と交付方式研究—湖南地域古文書を中心に—」(韓国学中央研究院博士学位論文、二〇一三年、一三二—一四七頁)。
- (17) 立旨は、立案より簡略な形態の公証文書である。立案のように独立した文書として作成されるのではなく、請願者が提出した所志の左側の余白に「立旨」と処分を書いて返却するものである。
- (18) 海南尹氏家でも売買文記や分財記を失い、立案を要請した事例があり、失った文書に関する目録を作成し一括して立案を受けた事例も、諸家門で見つかっている。
- (19) 官で個人の土地履歴を管理する「量案」が作成されたが、これは収税のための資料に過ぎなかった。そのため実際の所有者ではなく、奴婢や作人の名義で量案に登録されている場合があり、所有主が変わるたびに量案が修正されることもなかった。量案の登録者と実際の所有者との間で、「量名」をめぐる争いが起こることもあった。
- (20) 法的用語でこうした文記を「権原文記」と称することもある。
- (21) 以上のような推定は、売買文記が伝来した海南尹氏・寧越辛氏などの家系では、本文記はなおざりに扱い、新文記だけを積極的に保存・伝来するといった取捨選択をしなかった、という前提のもとでのみ可能であるという点を明らかにしておく。
- (22) 分財文記名を現代の研究者が付ける方法は財主の名前に財産分割の種類を引き

- 継ぐのだ。財主とは財産の被相続人で、分給は財主が相続人（子供達）に対して分けて挙げる事で相続人全体を対象にする。分給は分給を含めて相続人の一部とか法定相続人ではない甥などに一時的に与えるのを意味する。
- (23) 職役は朝鮮特有の言葉で、職業や身分とは違う用語だ。国から民を把握する方法の一つとして個人に負っている役職のことだが、職役を見ると身分が分かるようになっていた。例えば「召史」は常人の女性に付けた職役でこの職役をみると彼女が常民だというのが分かる。
- (24) 両班は何かを売買する時自分が直接せず奴にとつて代わりにした場合が多い。このような役割を担う奴を戸奴と呼んだ。
- (25) 図3文書の積文、表3と一致する部分は次のようだ。「康熙貳十參年甲子正月拾陸日尹尼山宅奴日卜處明文・右明文事段、矣身亦、自己買得畊食爲如可、貧寒乙仍于、縣地花山面長面山員伏在、容字番陸斗落只、卜數陸卜内東邊壹夜貳斗、以正租壹升落只、卜數貳負庫乙、價折正租全肆拾貳斗以、交易依數捧上爲遣、同上典宅良中、永永永放賣爲乎矣、(後略)」(韓国精神文化研究院「古文書集成3—海南尹氏篇—」一九八六年、三〇二—三〇三頁。)
- (26) 表3で買主として売主に登場する奴愛順・徳義・逸福は、すべて海南尹氏家の戸奴として、他の古文書にもしばしば登場する奴婢たちである。
- (27) 国班は公式的な学術用語ではなく地域社会のと俗語と言えよう。ある両班の家柄を言う時「あの家は国班だ」と言えば国全体から認められる家柄を持っているという意味だ。反対に「土班」と言うとその地域の中でしか知られて無い家門を指す場合が多い。
- (28) 周村の真城李氏家にも数多くの土地売買文記が保存されており、その中で本文記の割合は非常に大きい。

参考文献

韓国精神文化研究院 「古文書集成3—海南尹氏篇—」一九八六年。
 韓国精神文化研究院 「古文書集成2—扶安 扶安金氏篇—」一九九八年。
 韓国精神文化研究院 「古文書集成27—靈光 寧越辛氏篇1—」一九九六年。
 韓国精神文化研究院 「古文書集成41—周村 真城李氏篇1—」二〇〇〇年。
 韓国学中央研究院 「古文書集成82—寧海務安朴氏(1)・武毅公(朴毅長) 宗宅—」二〇〇八年。
 李在洙 「朝鮮中期田番売買研究」集文堂、二〇〇三年。
 金性甲 「朝鮮時代 明文에 관한 文書學的 研究」(韓国学中央研究院 博士学位論文、二〇一三年)。

文叔子 「朝鮮時代個人間の契約と契約文書について」(「契約と紛争の比較史科学—

中近世における社会秩序と文書」(白井佐知子外編)、吉川弘文館、二〇一四年)。
 蔡賢耕 「조선후기 土地売買明文의 보존관리와 교부방식연구—호남지역 고문서를 중심으로—」(韓国学中央研究院 博士学位論文、二〇一三年)。

(ソウル大学法学研究所、国立歴史民俗博物館共同研究員)
 (二〇二〇年一月二七日受付、二〇二〇年七月九日審査終了)

The Inside Stories of Contract Document Exchanges in Joseon: The Types and Characteristics of *Bonmungis* 本文記

MOON Sook-ja

Contract documents comprise the biggest portion of private documents remaining today from Joseon through a broad span of periods and a wide spectrum of social standing between the concerned parties. The biggest percentage of the documents consists of land sales contracts. Land deals were made through the preparation of a document between individuals without the need of a notarization from authorities. In many cases, additional documents were attached to the contracts during the process of making the contract. In general, the old contracts were attached, and they were called *Bonmungis*. Various types of title documents for objects of transaction were attached in some cases.

The case analysis results show that approximately 70% of sales contract documents mentioned a *Bonmungis* and about 50% of them mentioned the intention to attach a *Bonmungis*. Cases of title documents being attached were far fewer than those of *Bonmungis* attached. This was because documents on inheritance of property or lawsuits were used as title documents in many cases. In the case of land transactions, once they were provided along with sales contracts, the other party would have extreme difficulty exercising their right to the remaining property. However, it was not common practice to provide a *Bonmungis* or title document in addition to a sales contract in the case of land transactions. A look at antique documents transmitted in prestigious noble families show that the greater their social and economic influences were, the bigger the influx of *Bonmungis* and title documents became. It was estimated that the higher social and economic status one had, the greater the possibility was that he would use his status to obtain *Bonmungis* and title documents and thus have his ownership firmly guaranteed. Future study will need to demonstrate this by analyzing more contract documents.

Key words: sales contract document, *Bonmungis*, ownership, notarization from authorities, land sales contracts
